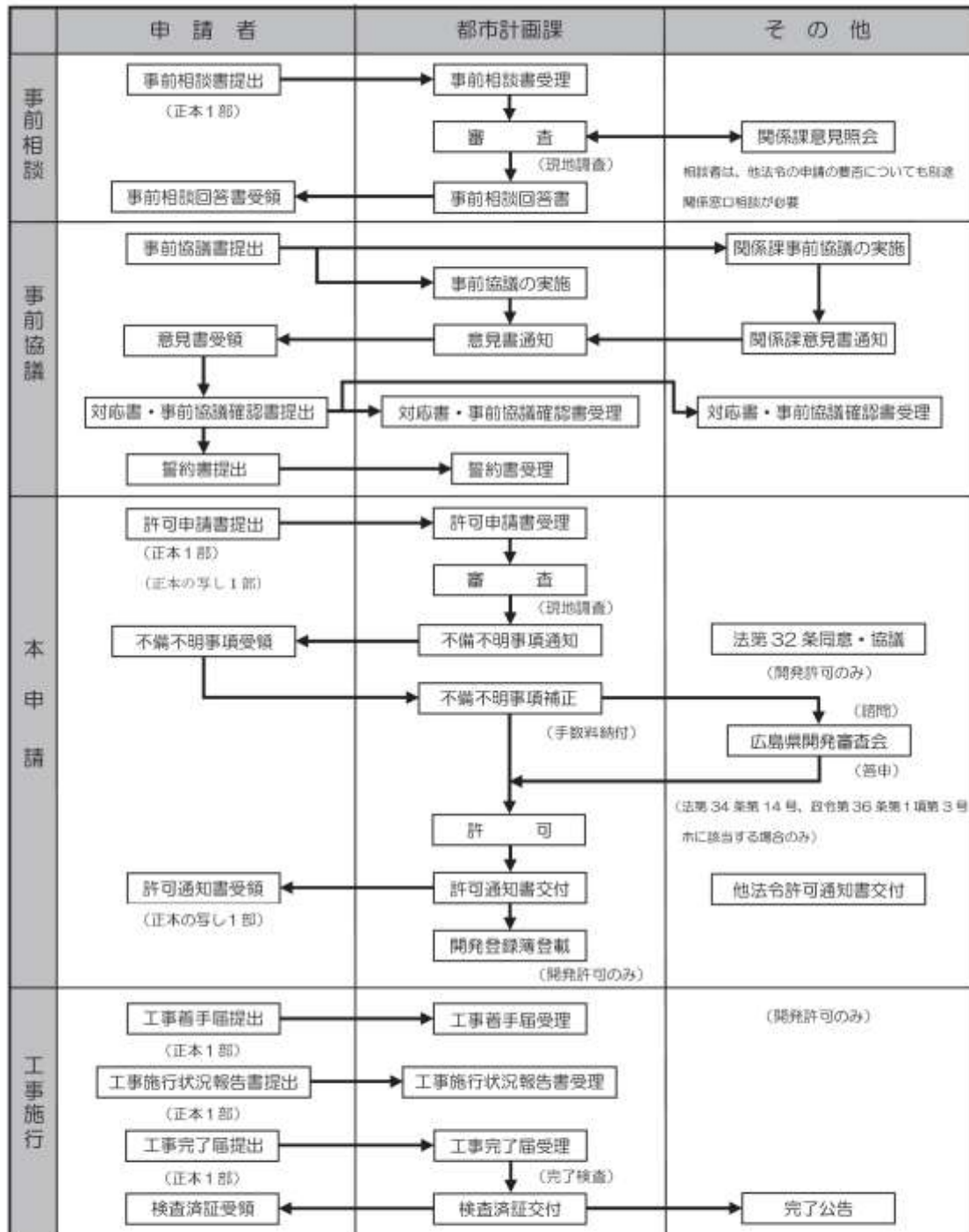


開発許可に関する一般的なフロー

(開発許可手続きの手引きより：廿日市市ホームページから)

- 1 開発許可申請においては、申請者は市長名で行うことを想定しています。この場合は、事前協議が省略できます。
- 2 下表の本申請部分の標準処理期間は65日です。

※ 開発許可担当の都市計画課の意見としては、省略できることとなっている事前協議（事例によりますが、1か月程度）を行うことで、本申請部分の期間は、事実上短縮されるとの事です。



開発行為の変更許可申請（法第35条の2第1項）、開発行為の軽微な変更届（法第35条の2第3項）、開発許可で指定された建ぺい率等の制限許可申請（法第41条第2項ただし書き）、予定建築物以外の建築物等における建築等許可申請（法第42条第1項ただし書き）、地位の承継承認申請（法第45条）、地位の承継届（法第44条）、住所及び氏名の変更届（細則第12条）、開発行為の廃止届（法第38条）の各申請についても、上表の本申請に準じますが、詳細は市に問い合わせてください。